◇◆――――――――――――――――――――――――――――――――――――

こうべ元町事務所通信　　知っトク建設業ニュース！　　令和８年１１月１６日配信

◇◆――――――――――――――――――――――――――――――――――――

向寒の候、貴社におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今回は営業所技術者の現場配置について解説いたします。

建設業許可の要件のひとつとして営業所技術者の配置があります。営業所技術者は建設工事の請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）のため所属営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められます。そのため、**営業所技術者を主任技術者・監理技術者として現場に配置することは原則できません。**

★ただし、特例として以下の要件をすべて満たす場合には
営業所技術者と現場配置技術者を兼務することが可能です。

①　専任性を求められない工事（請負金額 4,500 万円未満の工事）

※建築一式工事の場合は 9,000 万円未満

【兼務の要件】

①当該営業所において請負契約が締結された工事であること

②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に**工事現場と営業所が近接していること**

③当該営業所との間で常時連絡を取ることができる体制であること

④営業所技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

②　専任性を求められる工事（請負金額 4,500 万円以上の工事）

※建築一式工事の場合は 9,000 万円以上

【兼務の要件】

①当該営業所において請負契約が締結された工事であること

②請負金額が **1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）未満**

③配置できる現場は **1 現場まで**

④営業所と工事現場の距離が 1 日の勤務時間内に巡回可能かつ**移動時間がおおむね 2 時間以内**であること

⑤下請次数は **3 次まで**

⑥配置技術者と連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置すること

（土木一式工事又は建築一式工事の場合は当該建設工事に関する実務経験を 1 年以上有する者）

⑦施工体制を確認できる情報通信技術の措置

（建設キャリアアップシステムなど現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステム）

⑧人員配置を示す計画書の作成、保存等

⑨現場状況を確認するための情報通信機器の設置

⑩営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること





営業所技術者の方を
現場配置する際はご注意ください

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

行政書士こうべ元町事務所

行政書士　光森　司

〒650-0012　神戸市中央区北長狭通４丁目３番８号

TEL：(078) 332-3911　FAX：(078) 332-3914

E-mail：kobe-m.office@x3.gmobb.jp